

この売買契約約款は、ジック株式会社（以下「売主」）によって遂行されるすべての販売申し込み、および納品とサービスに関する契約の一部であり、買主、および買主による前記の納品とサービスの注文に関する合意の基礎を構成するものです。お客様による発注が行われた時点で、この売買契約約款は、買主と売主との間の個別契約を構成します。ただし、この売買契約約款は、買主と売主との個別の交渉と相互の合意に従うものであり、これらは置き換えることが可能であり、この売買契約約款の各条項の規定は、売主および買主が相互に修正できるものとします。かかる条項の修正または置き換えに関する個別の合意は、売主が書面で承諾することを要します。

第1条（基本原則）

売主および買主は、相互共栄の基本理念に基づき信義誠実の原則に従って社会の進歩と発展に貢献する目的で、本取引を行うものとします。

第2条（個別契約）

- 2-1 売主および買主は、相互の合意により、本契約に規定される各条項の一部の適用を免除する、または本契約に規定される各条項と異なる条項を、別途締結される個別契約に項目ごとに規定する権利を有するものとします。
- 2-2 売主および買主間の個別契約は、売主から買主に発注の対象となる製品やサービス（以下、「製品」という）が納品される年月日、製品番号、数量、価格、納期および納品場所を規定した書面による発注書または同等の文書を、買主が売主に対して、配達、手渡し、発行、または送付し、売主が買主の発注書の内容に同意した後に、効力を生じるものとします。
- 2-3 買主による個別契約の修正または解除に起因して売主に損失が生じた場合、買主は要請があった場合、損失を賠償する法的責任を有するものとします。
- 2-4 図解、図面、技術仕様書およびその他の文書など、申し入れに関して添付する書類は、売主の財産権および著作権の対象であり、買主は、上述の書類を入手する権利を第三者に与える資格を有しません。

第3条（価格）

- 3-1 売主は買主による依頼により、実現可能な限り早急に見積書を買主に提出するものとします。
- 3-2 売主の提供価格は、売主および買主間で特別な合意がある場合を除き、買主によって指定された納品場所に納入のための梱包料、輸送費用、および買主による製品の購入に必要なとされるその他すべての費用を含むものとします。買主が保険の付与を要請した場合、売主は買主による費用負担で、適切な補償に対応する保険の付与をおこなうものとします。
- 3-3 売主が取り付け、組み立ておよび/または試運転を行うことを契約に基づき義務づけられる場合、買主は、合意した納品の代金に加えて、取り付け、組み立ておよび/または試運転の費用を、それらが遂行される時点で有効な供給者の価格表に従い負担するものとしますが、かかる定めと相反する合意をした場合はこの限りではありません。
- 3-4 売主が見積った製品の価格が、物価変動により不適切となった場合、売主および買主は相互の合意によって、提供価格を変更する権利を有するものとします。

第4条（支払い）

- 4-1 別途書面で規定された相互の合意による方法で、買主は売主に契約代金を支払うものとします。別途規定のない限り、買主は売主の選択により、売主に前払いで支払う、売主に代金引換で支払う、または製品が買主に納品された月の月末に口座を締めて、翌月末に銀行振り込みにより売主に代金を支払うものとします。
- 4-2 反対請求が議論の余地のないものであるか、裁判所により既判力をもって判決されたか、または継続中の訴訟後の決定に備えている場合に限り、買主は、支払いを保留するか、または反対請求を相殺する権利を有します。

第5条（納期）

- 5-1 納期とは、個別契約に従って、製品が買主と合意した納品場所に納品される指定日を意味し、売主は個別契約に規定された製品の納期を厳格に守るものとします。ただし、売主の責に帰するものではない理由によって納品が遅延した場合、売主は責任、または法的責任を問われないものとします。買主が納品後5営業日の間に製品の検査に着手しなかった場合、買主は、納入された製品を受け入れたとみなされるものとします。買主は、検査に合格しなかった製品を遅滞なく書面で売主に通知する（以下「不合格通知」という）ものとします。売主は、不合格通知を受け取った後、交換品を納入するか、または修理もしくはは代替品を提供するかを、売主自身の裁量で決定するものとします。買主が不合格通知を売主に提供しないか、または買主が不合格通知を提供したにもかかわらず製品を使用し始めた場合、買主は、当該製品を受け入れたとみなされるものとします。売主が交換品を納入すると決定し、個別契約において指定された納期の後で納品が完了した場合、売主は、納品の遅延について責任を負わないものとします。
- 5-2 売主に帰することのできない理由で納品が遅延した場合、例えば、不可抗力または売主の制御が及ばないその他の混乱（流行病または核放射線など健康にかかわる重大な危険、戦争、テロ攻撃、暴動および発生するその他の類似の脅威、ならびに労働紛争（売主の下請人における労働紛争を含む）、海上輸送の遅延、輸出入の制限など政府の行為、または業務上の混乱など）の場合に、売主は、責任または法的責任のいずれも負わないものとし、自己の義務の履行遅延または不履行について責任を負うことなく全面的または部分的に本契約を解除する権利を有します。
- 5-3 売主からの要請に応じて、買主は、合理的な猶予期間を設定した上で、あくまで納品を要求するか、または売主の遅延を理由に本契約を破棄することを希望するかを、当該期間内に宣言するものとします。
- 5-4 製品の納入が遅延することが予想される場合、売主は、直ちに買主に相談するものとします。売主の責に帰する理由で製品の納入が遅延した場合、買主は、売主に賠償を要求することができます。かかる遅延に対する買主の唯一の救済手段としての賠償金額は、遅延1週間につき該当する個別契約の金額の1パーセントを超えず、（合計で）該当する個別契約の金額の5パーセントを上限とし、両当事者間の協議により個別的に最終決定するものとします。
- 5-5 買主にとって合理的である場合、分割納品は許可されます。

第6条（入荷検査と検収）

- 6-1 買主は、納品後5営業日以内に、売主との事前の話し合いで合意した検査方法および検査基準に従って製品を検査するものとし、前記の検査（以下「製品の検査」という）に合格した製品のみを受け入れるものとします。買主は、検査に合格しなかった製品について、遅滞なく書面で売主に通知するものとします。買主が納品後5営業日の間に製品の検査に着手しなかった場合、買主は、納入された製品を受け入れたとみなされるものとします。買主は、検査に合格しなかった製品を遅滞なく書面で売主に通知する（以下「不合格通知」という）ものとします。売主は、不合格通知を受け取った後、交換品を納入するか、または修理もしくはは代替品を提供するかを、売主自身の裁量で決定するものとします。買主が不合格通知を売主に提供しないか、または買主が不合格通知を提供したにもかかわらず製品を使用し始めた場合、買主は、当該製品を受け入れたとみなされるものとします。売主が交換品を納入すると決定し、個別契約において指定された納期の後で納品が完了した場合、売主は、納品の遅延について責任を負わないものとします。
- 6-2 上記6-1の規定にかかわらず、売主および買主が製品の検査を省略することに事前に合意した場合、買主は売主から買主への納品後、直ちに製品を受け入れるものとし、納入された製品の検査を省略して、納入製品の検査を行ったと見なすものとします。
- 6-3 上記6-1および6-2にかかわらず、納品された製品が品質に関して不十分であることが、買主によって検査後に判明した場合、買主はその旨を売主に通知するものとします。売主の同意により、買主は適切な値引きをもって、前記の製品の一部または全部を受け入れることができます。値引きの金額は、売主および買主間の合意によるものとします。
- 6-4 取り付け、組み立てまたは試運転について合意した範囲において、買主は、その後適切な時期に、下記のものを用いて費用自己負担で提供するものとします。
 - a) 組み立て、取り付けおよび試運転に要する物品および材料（足場材料、ウェッジ、潤滑油、燃料など）
 - b) 運転場所での運転用の動力および水（必要な接続、暖房装置および照明を含む）
 - c) 取り付け場所の特殊な状況ゆえに必要な防護服および保護装置
- 6-5 作業の開始前に、買主は、隠れた電気、ガスもしくは水道の配管、または類似の構築物の場所に関する必要な仕様書、および必要な静的仕様書を、要請がなくとも提供しなければなりません。
- 6-6 取り付けまたは組み立てを開始する前に、作業の遂行に必要な無償支給の機材およびその他すべての製品が現場に置かれていなければならない、取り付けまたは組み立てスタッフが到着後に合意どおり作業を開始し、中断なく作業を完了することができる状態になるよう、予備作業がなされている必要があります。現場への進入路および現場自体は、舗装され、障害物がなく、自由に立ち入ることができなければなりません。
- 6-7 売主に帰することのできない事情により取り付け、組み立てまたは試運転が遅延した場合、買主は、取り付けまたは組み立てスタッフの待機時間から生じる費用または必要な交通費を、合理的な範囲について負担する義務を負うものとします。
- 6-8 売主から要請があり次第、買主は、組み立てスタッフの労働時間、および取り付け、組み立てまたは試運転の完了について、書面で確認するものとします。
- 6-9 売主は、製品の納入、取り付け、組み立てまたは試運転の完了後に作業の受け入れを要請する権利を有します。売主が、サービスの完了後に受け入れの合理的な期間を買主に与え、買主が、重大な欠陥を少なくとも1点指摘したものの当該期間内に受け入れを拒否しなかった場合、受け入れられたとみなします。該当する場合、合意した試験期間の後で作業対象物が使用されたときも、受け入れられたとみなします。

第7条（危険負担の移転）

- 7-1 危険負担は、納品の完了とともに買主に移転するものとします。売主が取り付け、組み立てまたは試運転も引き受けた場合、危険負担は、納入する製品の取り付けまたは組み立て場所での納入とともに買主に移転するものとします。
- 7-2 納入する製品の発注、または取り付け、組み立てもしくは試運転が、買主に帰することのできる理由で遅延したか、または行われなかった場合、危険負担は、遅延が発生していなければ危険負担が買主に移転していた時点で買主に移転するものとします。
- 7-3 売主は、買主から要請があり次第、買主の費用負担で、輸送、火災もしくはは水管に起因する破損、損害および盗難に備えて、または保険の対象となるその他のリスクに備えて、納入する製品に保険を掛けるものとします。

第8条（ノウハウの秘密保持）

- 売主または買主は、本契約の相手方から受領し、「機密（または同等の文言）」と記載された情報を、いかなる人物、企業または法人にも開示しないものとし、また前記の情報を、本契約の相手方に対する見積書の作成および提出のための評価目的の場合、または前記の情報が以下に該当する場合を除き、前記の情報を自らの利益のために使用しないものとします。
- 8-1 開示者によって受領者に伝達された時点で、受領者が所有していた、または受領者にとって既知であった場合
 - 8-2 開示者によって受領者に伝達された後に、受領者の過失によることなく公知となった場合
 - 8-3 開示者から受領者に伝達された時点で、公知であった場合
 - 8-4 開示者から受領者に伝達された後で、守秘義務なく、受領者に合法的に伝達された場合

第9条（品質保証）

- 9-1 売主は自らが買主に販売する製品が、規定された仕様に従って要件を満たしており、信頼性を有することを保証するものとします。製品の保証期間は、買主への製品の納品後1年間とします。

- 9-2 品質に関する不備があった場合、買主は遅滞なく書面による通知を売主に対して行うものとします。
- 9-3 品質に関する不備があることが判明した部品またはサービスについては、売主の選択により、無料で修理または再納品するものとします。買主は、納品物の機能に影響がない、または機能に軽微な影響のみを持つ不備については、納品を拒絶する権利を有しないものとします。
- 9-4 買主は、必要な救済措置および交換を行うために要する時間および機会を売主に与えるものとします。操作上の安全性にさらされる場合または不均衡に大きな損害が発生することを防止するために、急を要するときに限り、買主は、欠陥を自ら是正するか、または第三者に是正させ、発生した費用を払い戻すよう売主に要求する権利を有します。売主は、かかる場合に遅滞なく通知を受け取るものとします。
- 9-5 是正措置が適切な期間に完了しないか、または不首尾に終わった場合、買主は、本契約を解除する権利を有します。欠陥が軽微なものである場合、買主は、価格割引の権利のみを有します。その他の場合、価格割引の権利は与えられないものとします。
- 9-6 売主は、救済措置または交換により生じる費用のうち、(苦情が合法的であることを前提として)交換部品の費用(発送費を含む)を負担するものとします。さらに売主は、組み立て工および助力者が必要な場合にこれらを提供する費用(交通費を含む)を負担するものとし、かかる費用が不均衡な負担を売主に課す場合は、この限りではありません。
- 9-7 品質に関する不備は以下の場合には適用されないものとします。不適切または誤った使用、買主または第三者による誤った組み立てまたは運用、摩耗、誤ったまたは不注意な取り扱い、誤ったメンテナンス、不適切な装置の使用、売主に起因する場合を除く電気化学的または電気的影響
- 9-8 買主または第三者による欠陥の是正が不適切であった場合、売主は、その結果について責任を負わないものとします。この定めは、売主から事前に承認を得ずに、納入された製品を変更した場合に適用されます。

第10条 (所有権)

- 10-1 売主は、製品に関する特許、実用新案、意匠、商標またはノウハウなど、第三者の所有権を侵害しないように注意するものとします。
- 10-2 売主が本契約第10条第1項に関連して、第三者の所有権を侵害した、または侵害を申し立てられた場合、売主は遅延なく、書面で買主に通知するものとします。
- 10-3 製品の使用により、知的所有権または著作権の侵害が生じた場合、売主は自らの費用負担で、買主に基本的使用権を提供するか、または買主が受け入れ可能な方法で、製品を修正すると同時に、知的所有権のさらなる侵害を回避するものとします。
- 10-4 これが経済的に適切な条件で、または妥当な期間内に実行不能な場合、買主は契約を解除する権利を与えられるものとします。前記の要件を条件として、売主にも契約を解除する権利が与えられるものとします。
- 10-5 さらに、売主は製品の使用による知的所有権の侵害によって生じた疑いを入れず、または法的拘束力のある申し立てから、買主を保護するものとします。
- 10-6 上述の売主の法的責任は、以下の場合のみ適用されるものとします。
- (1) 第三者が主張する申し立てについて、買主が遅滞なく書面で売主に通知している場合
 - (2) 買主が侵害を受け入れておらず、すべての弁済行為が売主にゆだねられている場合
 - (3) 買主に知的所有権の侵害に対する責がない場合
 - (4) 侵害が、買主による特別な要件、または売主が予期しないアプリケーションでの使用、または買主が製品に改変を加えた場合、または売主によって納入されたものでない製品を一括して使用したことと起因して生じたものではない場合
 - (5) 上記第(1)号において述べた買主による書面の通知は、製品の納入後1年以内に売主に提供します。

第11条 (所有権留保)

- 11-1 買主によって、納品された製品に対する完全な支払いがなされるまで、納品された製品の所有権は、留保製品として売主にとどまります。
- 11-2 買主は、物品に対する既存の権利をあらかじめ第三者に知らせることを義務づけられるものとします。
- 11-3 売主が所有権を主張すること(対物訴訟)により、売主は本契約を解除することにはならないものとします。
- 11-4 前記11-1に規定されることと、留保製品として売主の所有権にとどまっている製品に対して、第三者が所有権またはその他の権利を主張した場合、買主は第三者によって主張された申し立て、または講じられた法的手段について遅滞なく売主に通知するものとし、売主を第三者による申し立てから保護し、売主の所有権維持を支援するため、買主の費用負担であらゆる手段を講じるものとします。

第12条 (本契約の解除、および期限の利益の喪失)

- 12-1 以下のいずれかが売主または買主に生じた場合、本契約の相手方は、相手方への通知なく、本契約の一部またはすべてを直ちに解除する権利を与えられるものとします。
- 12-1-1 売主または買主が、本契約の重要な規定に反し、特定の期間内に修正を求められたにもかかわらず、その期間内に修正を怠った場合。
- 12-1-2 売主または買主の手形が不渡りとなった、差し押さえを受けた、仮差し押さえが執行された、処分が実行された、強制執行が行われた、または破産申請を行った、民事再生法の手続きを受けた、会社更生法の手続きを申請した、または清算が行われた場合。
- 12-1-3 または、売主または買主の財務状態が悪化した、または相手方にそう信じさせる可能性がある場合。
- 12-1-4 所轄官庁によって、買主または買主の許認可が取り消された、または営業を一時停止するよう命令が下された場合。
- 12-1-5 売主または買主が、会社の解散、別の企業との合併、会社の解体、減資、または事業の全体、または重要な部分の委譲を決定した場合。
- 12-2 本契約の第12条の第1項を解除しても、売主または買主は本契約の相手方に損害の賠償を要求できるものとします。
- 12-3 売主または買主が、本契約第12条の12-1-1から12-1-5までのいずれかに該当する場合、売主または買主は、本契約の相手方に対する法的責任に関する期限の利益を自動的に喪失し、負債の全金額を本契約の相手方に直ちに返済する義務を有するものとします。

第13条 (損害賠償)

- 13-1 売主は、法的原因にかかわらず、以下の場合に限り損害賠償責任を有するものとします。
- (1) 意図的であった場合
 - (2) 重大な過失があった場合
 - (3) 人/健康/生命に対して犯罪となる違反があった場合
 - (4) 売主が不正に不備を隠匿していた場合
 - (5) 売主が納品された製品の特殊な仕様に対して追加保証を提供している場合
 - (6) 売主が特定の期間、納品された製品が特定の仕様を維持することについて追加的な保証を提供している場合
 - (7) 身体の傷害または個人的に使用する資産への損害に関する日本の製造物責任法に従った損害
- 上記以外の付随的または結果的損害に対する申し立てを含む、(ただしこれらに限定されませんが)その他の申し立ては除外されるものとします。法的原因にかかわらず、本契約の下での直接損害に対して売主の負う損害賠償の総額は、当該個別契約で販売された製品に対して支払われた総額を超えないものとします。

第14条 (輸出)

- 14-1 製品または製品が取り付けられた機材を輸出する場合、買主は、納入された各製品に適用されるそれぞれの輸出管理要件を順守する義務を負うものとします。買主が輸出規定に違反した場合は、売主は、本契約を解除する権利を有します。
- 14-2 納品が、正式承認の対象である輸出に相当する前に、本契約は成立したとみなされないものとします。買主は、承認を得るために要するすべての書類を提供し提出することを義務づけられるものとします。
- 14-3 買主は、要請があり次第(正式の要求でない場合でも)、用途および/または最終用途の証拠を提供することに同意します。
- 14-4 輸出管理を理由とする遅延により、納品の期間は、それに応じて延長するものとします。納品の期日は適宜延期するものとします。

第15条 (調整および撤退)

- 15-1 第5条第2項に従う不測の事由により、納品の経済的目的もしくは内容を大幅に修正するか、または売主の業務に重大な影響が生じる場合、第5条第2項の定めを前提として、本契約は、それに応じて誠実に調整されるものとします。かかる調整が財政上合理的でない場合、売主は、本契約を解除する権利を有します。
- 15-2 何らかの事情により、買主が支払不能となるかおそれがあるか、またはその他の理由で期日が到来したときに支払義務を適切に履行することができないか、履行しようとしないうちにおそれがある、という情報を売主が入手した場合、売主は、納品もしくはサービスを差し控え、担保を提供するよう買主に求め、または本契約を解除する権利を有します。

第16条 (残存条項)

- 本契約の解除理由にかかわらず、売主と買主は、本契約第11条に従って、以下の条項は本契約の解除後も残存し、効力が維持されることに同意するものとします。
- 1) 第8条 (ノウハウの秘密保持)
 - 2) 第10条 (所有権)
 - 3) 第12条 (本契約の解除、および期限の利益の喪失)
 - 4) 第13条 (損害賠償)

第17条 (適用法)

本契約は、日本の法令の判断基準に準拠し、これに従って解釈されます。国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)の適用は、排除するものとします。

第18条 (管轄裁判所)

売主および買主は、本契約の解釈および履行に関して生じたすべての論争に関して、売主の本社住所の管轄裁判所を第一審の裁判所とします。ただし、売主は、買主の営業の場所に所在する裁判所で訴訟を提起する権利も有します。仲裁条項は認められません。

第19条 (和解のためのさらなる協議)

売主および買主は、本契約に記載されていない事前同意および本契約の各条項の解釈および履行から生じたすべての論争に関して、誠意の原則に従って、さらに話し合い解決するものとします。

特記: 見積書、納品確定、納品期日に拘束力はなく、COVID-19パンデミックの広がり状況に応じて変更される可能性がありますのでご了承ください。